

R02 島根県中小企業制度融資等一覧表

1 中小企業制度融資

	資金名	資金用途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
				責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
一般・小規模	一般資金	設備	80,000	1.45	1.30	設備12(1.0) 運転 7(0.5) 借換10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.85~ 2.95	1.70~ 3.00	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者
		運転	50,000								
		借換	80,000								
一般・小規模	小規模企業特別資金	設備	20,000	1.20	10(1.0)	/	/	/	/	1.40~ 2.40	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者
		運転	20,000								
		借換	20,000								
一般・小規模	小規模企業育成資金	設備	20,000	1.35	1.20	10(1.0)	0.20~ 1.05	0.20~ 1.20	1.55~ 2.40	1.40~ 2.40	小規模企業者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)
		運転	20,000								
		借換	20,000								
創業	創業者支援資金	設備	50,000	1.35	1.20	設備12(2.0) 運転 7(2.0)	0.20~ 1.30	0.20~ 1.50	1.55~ 2.65	1.40~ 2.70	新たに事業を行う者(起業・開業及び創業後5年未満)
		運転	30,000								
		借換	30,000								
新事業展開強化	新事業展開強化資金	設備	80,000	1.35	1.20	設備12(1.0) 運転10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.75~ 2.85	1.60~ 2.90	・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者(運転のみ実施も認める)
		運転	50,000								
		借換	50,000								
改善・借換	経営改善長期借換資金	運転	280,000	1.55	1.40	15(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.95~ 3.05	1.80~ 3.10	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者
		設備	280,000								
		借換	280,000								
改善・借換	経営力強化支援資金	設備	280,000	1.35	1.20	設備7(1.0) 運転5(1.0) 借換10(1.0)	0.40~ 1.30	0.40~ 1.50	1.75~ 2.65	1.60~ 2.70	認定経営革新等支援機関の支援を受け経営改善計画を作成した者
		運転	280,000								
		借換	280,000								
再生	経営改善サポート資金	設備	280,000	1.65	1.50	15(1.0)	0.40~ 0.80	0.40~ 0.91	2.05~ 2.45	1.90~ 2.41	経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する者
		運転	280,000								
		借換	280,000								
再生	再生支援資金	運転	50,000	2.25	2.10	10(1.5)	0.20~ 1.30	0.20~ 1.50	2.45~ 3.55	2.30~ 3.60	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている者
		設備	50,000								
		借換	50,000								
緊急	セーフティネット資金	運転	80,000	1.35	1.20	8(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.75~ 2.85	1.60~ 2.90	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者
		設備	50,000								
		借換	30,000								
緊急	災害復旧資金	設備	50,000	1.35	1.20	12(2.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.75~ 2.85	1.60~ 2.90	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者
		運転	30,000								
		借換	30,000								
緊急	経済変動等資金	その都度知事が定める									その都度知事が定める
		設備	40,000	1.25	1.10	10(5.0)	0.85	0.85	2.10	1.95	セーフティネット4号、5号、危機関連保証の認定を受けた者 ※4号、危機関連については新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。
		運転	40,000								
借換	40,000										
緊急	新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)	設備	80,000	1.25	1.10	12(3.0)	0.35~ 0.60	0.40~ 0.71	1.60~ 1.85	1.50~ 1.81	セーフティネット4号、5号、危機関連保証の認定を受けた者 ※5号においては、売上高等が、最近1か月前年同月比15%以上減少しており、かつ、その後2か月を占む3か月間が前年同期比15%以上減少が見込まれる者、または最近3か月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少している者
		運転	80,000								
		借換	80,000								
緊急	災害対策特別資金	その都度知事が定める									その都度知事が定める
		設備	120,000	1.25	1.10	12(3.0)	0.20~ 1.05	0.20~ 1.20	1.45~ 2.30	1.30~ 2.30	令和2年7月豪雨災害により、直接的・間接的な被害を受けた者
		運転	120,000								
借換	120,000										

【資金ごとの優遇措置】

■「小規模企業特別資金」、「小規模企業育成資金」

生産性向上につながる設備投資を行う場合、0.50%の利子補給を行う(3年間)。

■「新型コロナウイルス感染症対応資金」、「新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)」

借入後3年間の利子補給、融資期間分の保証料補給あり。

■「令和2年7月豪雨災害対策特別資金」

借入後3年間の利子補給・保証料補給あり。(一部、融資期間分の保証料補給あり。)

2 まち・ひと・しごと創生資金

	資金名	資金用途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)					
				責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外						
まち・ひと・しごと創生資金	人材投資・働き方改革等生産性向上枠	設備	80,000	1.25	1.10	設備12(1.0) 運転 7(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.65~ 2.75	1.50~ 2.80	県の政策を推進するため、以下の取り組みを行う者 人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む者、従業員の労働環境の整備等を行う者、しなめ子育て応援企業の認定を受けた者等、働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行う者					
												観光施設等整備枠	50,000	地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者		
												地域商業整備枠	50,000		地域の買物の場の整備に取り組む者	
												海外展開枠	50,000			事業の海外展開を検討・実施する者(ただし県内事業所又は雇用の維持拡大を図るもの)
												環境対応枠	50,000			

3 中小企業育成振興資金

	資金名	資金用途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
				責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
事業所新設等資金	土地設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)					事業所の新設等を行う者	
成長企業応援資金	土地	200,000	0.95	0.80	15(2.0)					新たな市場等での事業展開により成長を図ろうとする者	
	設備	200,000									
経営資産承継資金	土地	200,000	0.95	0.80	15(2.0)					雇用の維持、技術の継承、企業の成長に資する経営資産の承継をする者	
	設備	200,000									
	運転	80,000			10(2.0)						

#### 4 立地関係資金

資金名	資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	摘 要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
企業立地促進資金	土地 設備	2,000,000	0.95	0.80	15(2.0)	製造業に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
ソフト産業等立地促進資金	土地 設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)	ソフト産業等に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
	運転	60,000			7(1.0)	

(注) 1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。

2. 新型コロナウイルス感染症対応資金、新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)の取扱期間は令和2年12月31日までに保証申込かつ令和3年1月31日までに融資実行されたものとする。

3. 令和2年7月豪雨災害対策特別資金の取扱期間は令和3年3月31日融資実行分まで。

4. 経営改善長期借換資金、経営力強化支援資金、新事業展開強化資金、経営改善サポート資金の取扱期間は令和3年3月31日保証承諾分まで。

5. まち・ひと・しごと創生資金、中小企業育成振興資金及び立地関係資金の信用保証の要否については、取扱金融機関の定めるところによる。